

～健口と輝く笑顔のために～

歯科衛生だより会報

2020 June vol.57

発行人／武井 典子 発 行／公益社団法人 日本歯科衛生士会 〒169-0072 東京都新宿区大久保2-11-19
TEL.03(3209)8020 FAX.03(3209)8023 http://www.jdha.or.jp/

歯科衛生推進フォーラムが開催される

令和2年2月16日(日)ステーションコンファレンス東京において、令和元年度「歯科衛生推進フォーラム」が開催された。

はじめに、茂木美保副会長より「本フォーラムの目的は、歯科保健医療ニーズの変化に相応し、効果的な地域歯科衛生活動を実践するため、厚生労働行政及び歯科医療福祉の動向に対応した知識・技術の習得を図るとともに、地域歯科衛生活動の指導者育成に寄与することである。今後の歯科衛生士会の関わり方を模索するための活発な意見交換を行っていただきたい」と挨拶があった。次に、来賓の田口円裕氏(厚生労働省医政局歯科保健課課長)より「超高齢化に直面している中で、歯科診療所においては在宅等において患者の全身状態を配慮しながら口腔機能の維持管理を行うことが求められている。口腔の健康の重要性が指摘されていることから、歯科衛生士のますます

の活躍を期待している」とご挨拶いただいた。引き続き同氏より「歯科保健医療の動向」について、秋野憲一氏(札幌市保健福祉局 成人保健・歯科保健担当部長、前 厚生労働省老健局老人保健課 医療・介護連携技術推進官)より「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けたプログラム」についてご講演いただいた。

午後は「高齢者の保健事業と介護予防の一体的推進」について事例報告があり、その後、活発な意見交換が行われ、大変実りあるフォーラムとなった。



茂木美保副会長

講 演 I \ 歯科保健医療の動向

日本の人口構造は超少子高齢・人口減少社会となり、2040年には我が国の高齢者の人口がピークを迎える年齢人口が急減する。国は、このような人口構成の変化を見据えた社会制度改革を目指している。誰もが長く元気に活躍できる社会の実現のために、「①多様な就労・社会参加の環境整備 ②2040年までに健康寿命を3年以上延伸 ③AI・ロボット・ICTの実用化等による医療・福祉サービスの生産性向上 ④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保」という課題を推進する。健康寿命延伸プランでは、健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進と地域保険者間の格差の解消に向けたプランにより健康寿命を75歳以上とすることを目指している。

歯科保健医療の状況は、小児のむし歯有病者率は年々減少し、2020年達成者は増加している。しかし、歯肉に所見のあるものの割合は減少しているが進行した歯周病の割合は改善していない。今後は1人平均の健全歯の割合を増加させていくことが重要な

厚生労働省医政局歯科保健課
課長 田口 円裕 氏

テーマとなっている。また、訪問歯科診療の訪問先では、施設への訪問は増加しているが居住への増加は少ない現状があり、医療側と受け入れ側のそれぞれの問題を解決していく必要がある。さらに、周術期の口腔機能管理や病棟における歯科医師による栄養サポートなど多職種連携が重要である。

国は、平成29年12月「歯科保健医療ビジョン」のなかで、従来の診療所完結型の歯科医療から地域完結型の歯科医療への構築が大切であるとした。今後は人口構成の変化や歯科疾患罹患状況の変化、さらに全身的な疾患の状況などもふまえ、「治療・管理・連携型」の歯科治療の必要性が増してくると予想されている。口腔の健康と全身の健康を念頭に置いた政策を進めていく必要がある。歯科口腔保健を進める中で歯科衛生士の協力、理解が非常に大切でありその活躍を期待している。



講 演 II \ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けたプログラム

厚生労働省高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けた実務者検討班構成員 秋野 憲一 氏

厚生労働省は、2020年度より75歳以上の後期高齢者を対象に、市町村主体の高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施によるフレイル健診を開始する。これはフレイル対策の柱である運動、栄養、社会参加に加えて、「口腔」の位置づけが明確化された。またその担い手として歯科衛生士が明記され、口腔領域

の取り組みの機能強化を図った施策となっている。取り組みの一つは「高齢者の通いの場に医療専門職を派遣して健康教育やフレイル状態にあるものを発見して必要な医療サービスにつなぐ」、もう一つは「閉じこもりがちで



疾病的重症化リスクが高い在宅高齢者に医療専門職がアウトリーチを行い必要な医療サービスにつなぐ」ことである。この医療専門職とは、保健師、管理栄養士、歯科衛生士などで、各市町村に1名配置され、後期高齢者医療広域連合が財源を負担することになった。

歯科衛生士の関与については、高齢者が大勢集まる自主活動グループやサロン活動の場を活用し、オーラルフレイル予防のための健康教育や口腔アセスメント、必要であれば歯科医療機関への受診勧奨を行う。また口腔機能低下や誤嚥性肺炎の

リスクの高い高齢者に対して訪問指導など多職種と共に連携して行うことで、フレイル予防を普及・促進していく、などが考えられる。

これらの事業が有効に展開されるためには、KDB(国保データベース)システムを活用し、企画の段階から歯科医師会、歯科衛生士会など医療関係団体と行政との調整が不可欠であり、専門的観点から市町村への適切な助言や働きかけが重要である。

令和2年度からスタートするこの制度に対し、歯科衛生士の方々の積極的な参加、取り組みに期待したい。

事例報告 \\ 札幌市地域口腔機能向上専門職派遣事業等運営業務について

一般社団法人 北海道歯科衛生士会
会長 武藤 智美 氏



地域別の登録制度を設けた。事業を通じて地域の高齢者と口腔の大切さを楽しみながら一緒に考える機会を得た歯科衛生士は、回数を重ねるごとに力をつけ、歯科衛生士会としても頼もしい存在となってきた。

プログラムの見直しや運動教室や、栄養教室との連携などまだ改善が必要ではあるが、この事業が全道展開できるよう、地域に寄り添った歯科衛生士会の役割を果たしていきたい。

事例報告 \\ 保健事業と介護予防の一体的実施の推進に向けて ～柏市におけるフレイル対策・市町村歯科衛生士の立場から～

千葉県柏市保健福祉部地域包括支援課
課長 吉田 みどり 氏



用」等が重要であり、行政歯科衛生士として、また、管理職として関わっている。

歯科専門職には、「診療所での患者支援」だけでなく、「地域住民の集まる場所での活動」「在宅生活の場への訪問支援」「地域ケア会議等の助言など多職種への支援」の全てに、他職種と協力・連携しながら参画していくことが期待され、その環境整備には歯科衛生士会の役割がより一層重要と考える。

まとめ・講評

事例報告の後、2つのテーマである「通いの場やアウトリーチにおけるより効果的な口腔の取り組み内容の検討」と「歯科専門職の配置のない市町村に対する事業導入に向けたアプローチの検討」に分かれてディスカッションし、その後、検討内容を発表し



た。具体的な開催回数を含めたプログラムの提案や関心を持つてもらうための工夫など、また、他職種へ歯科衛生士の業務内容を日ごろから発信することや企画から行政と関わる必要性などの検討内容が発表された。両テーマともに、歯科衛生士の人材育成、人材確保が必要ではないかとの意見が出された。

助言者らからは「他職種と互いに理解を深めておくことが大切」などの助言をいただいた。最後に、秋野氏より「この制度が始まることをチャンスととらえ、歯科衛生士は人材育成し、その力を発揮していただきたい」と期待を込めたメッセージをいただいた。

今回のフォーラムは、歯科衛生士が取り組むべき課題が提示され、実施に向けての話し合いがなされた大変有意義で貴重な場となった。最後は大きな拍手をもって終了した。

令和元年度「都道府県歯科衛生士会会長会」開催される

令和2年2月15日(土)フクラシア東京ステーションにおいて「令和元年度都道府県歯科衛生士会会長会」が開催された。

はじめに、日本歯科衛生士会が注力している4項目「災害への対応強化」「生涯研修・認定研修の拡充と受講者の拡大」「歯科衛生士の離職防止・復職支援の推進」「組織強化と会員拡大」について会長挨拶があり、それに基づく協議事項に入った。(1)令和2年度事業計画の概要について(2)eラーニングおよび認定歯科衛生士研修について(3)会員拡大および組織強化に関する調査結果と今後の課題について(4)令和2年度「ブロック連絡協議会」実施要綱について(5)令和2年度「ブロック別・災害歯科保健歯科衛生士フォーラム」実施要綱について協議された。特にeラーニング集合型研修開催時の再生時のトラブル回避のためのトライアルUSBメモリによる配信や事前準備について詳しい説明があった。また、「会員拡大及び組織強化に関するアンケート」の結果報告から都道府県の事務局強化や学生会員の入会強化、新人歯科衛生士の離職防止などの今後の課題が提出され、都道府県会と情報交換し、会員拡

大、組織強化を図っていく方針が出された。引き続き報告事項に入り(1)eラーニングの活用について(2)平成30年度「地域歯科保健活動実施状況調査報告」(3)歯科衛生士賠償責任保険制度総合生活保険の案内(4)歯科衛生推進委員会からの報告などがあった。

後半は、熊本県、徳島県の歯科衛生士会から「歯科衛生士の人材確保・復職支援に関する取り組みPartⅡ」の情報提供があり討議された。その後、全国6ブロックに分かれての分科会が行われ活発な意見交換がなされ閉会となった。



令和2年度認定歯科衛生士セミナープログラム

歯科医療安全管理コース

日 程 9月3日(木)・4日(金)・5日(土)・6日(日)(4日間)

開催地 広島市

受講料 35,000 円

医療連携、多職種連携に対応し歯科医療機関における歯科医療安全管理体制の確立に向けて高度・総合的な業務実践・指導技術を有する歯科衛生士を養成する。広島大学歯学部に委託実施。

研修項目		研修内容
I	オリエンテーション	1 研修の概要等説明 2 アイスブレーク(ペアによる自己紹介)
II	感染防止対策総論	1 感染予防対策総論 2 標準予防策の基本と歯科医療 3 病院・歯科診療所での院内感染予防対策の実際
III	感染防止対策の実際	1 歯科医療器具の洗浄、消毒、滅菌の実際 2 歯科医療の環境整備、医療廃棄物の取り扱い 3 院内感染対策で重要な薬剤耐性菌の種類、予防法、AMRアクションプラン 4 標準予防策実習 (手指衛生、PPE、ラッピング等)、病院見学

IV	医療安全総論	1 医療安全対策総論 2 ヒューマンエラーと医療事故防止のための体制、指針 3 医薬品、医療機器の安全管理方法
	医療安全対策の実際	1 歯科領域で起こりやすいエラー(ヒヤリハット・インシデント)の予防と対策 2 周術期および訪問診療における感染対策と医療事故対策 3 口腔外科手術、インプラント治療時の感染対策、偶発症対応 4 医療情報、個人情報の管理方法
	医療安全対策演習	1 歯科でおこりやすい偶発症や患者の急変とBLS、講義と実習 2 インシデント、ヒヤリハットから学ぶ演習

※「糖尿病予防指導コース」および「医科歯科連携・口腔機能管理コース」は、新型コロナウィルス感染症が拡大している状況を受け、皆様の健康と安全を考慮した結果、中止させていただきますことをお知らせいたします。

認定歯科衛生士の専門性を業務に生かす!

COVID-19の拡大に伴い、今年度は2つのコースの認定研修が中止となり、再延期となっているコースもありますが、「歯科医療安全管理コース」は9月に開催の予定です。

認定歯科衛生士制度は平成20年よりスタートしました。現在、全国の認定歯科衛生士数は、令和2年4月1日現在2,956名となり、会員数に対する認定者の割合は約1割です。また今後、認定歯科衛生士の取得希望者は3割です(令和元年度、勤務実態調査より)。さらに、認定を取得している診療所の歯科衛生士において、給与面等で認定資格が評価される割合が増えてきています。本会においても、研修を受講している歯科衛生士を評価して頂けるよう厚生労働省に要望書を提出しているところです。

今回は、認定分野Aの6コースについて、『歯科衛生士としての専門性を業務に生かすポイント』を紹介します。ご自身の歯科衛生士としてのライフワークを長い目で見据え、認定取得・更新に向けて計画的なキャリアアップを目指して頂けることを願っています。

生活習慣病予防コース

生活習慣病予防コースは、厚生労働大臣が定める「食生活改善指導担当者研修プログラム」に基づいて実施されています。近年、「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」においても、3年にわたり「生涯を通じた歯科健診の充実」が明記されています。今後、歯科健診結果を活用した歯科保健指導がますます重要となります。歯科衛生士には、口腔を通した全身の健康についてわかりやすく説明する力、ライフステージごとの歯科健診結果を活用したオーダーメードの保健指導が必要となります。歯科保健指導は、「知識を伝達」する指導から「行動変容に結び付ける支援」への転換が必要であり、全ての歯科衛生士に必要な研修です。

在宅療養指導・口腔機能管理コース

現在、就業歯科衛生士の90%以上が歯科診療所に勤務しています(2018年、衛生行政報告例)。この歯科診療所に来院される45%以上が65歳以上の高齢者です(2017年、患者調査)。このような来院患者の高齢化に対応して、診療所においても、う蝕や歯周病の予防・重症化予防に加え、「口腔機能低下症」が保険収載されました。さらに診療所の歯科衛生士も、全身管理、医科歯科連携、訪問歯科診療等の新たな学びが必要となりました。

そこで本コースでは、歯科衛生士としての口腔健康管理の専門性を高めるために、口腔機能の観察と評価、評価結果に基づく対処法の提案、その効果の再評価まで基礎から臨床実践まで体系的に学びます。診療所や地域において多職種連携がますます推進されるなか、口腔健康管理のプロとしての知識と技術と実践力を高めるための研修です。本コースは、日本老年歯科医学会の協力により実施しています。

摂食嚥下リハビリテーションコース

歯科衛生士は、摂食嚥下障害を有する患者に対して、歯科医師や多職種と連携して摂食嚥下機能の評価を行い、摂食機能療法や口腔健康管理を通して、「食べること」に重要な役割を担うことができる職種です。本コースでは、この分野において臨床経験のある歯科衛生士を対象に、摂食嚥下リハビリテーションについて体系的に学ぶことができます。内容は、摂食嚥下訓練の知識、さまざまな摂食嚥下障害への対応法、栄養管理法、呼吸管理やリスクマネージメント、多職種連携において必要な根拠に基づいた問題解決の思考方法を症例によって学びます。本コースの認定取得後は、適切な摂食嚥下機能評価と訓練が提供でき、地域医療に貢献することができます。本コースは、日本摂食嚥下リハビリテーション学会の協力により実施しています。

医科歯科連携・口腔機能管理コース

近年、病院における歯科衛生士の役割が大きく変化しております。2012年の診療報酬改定で「周術期口腔機能管理料」が新設され、医科歯科連携の必要性が急激に高まっています。

そこで本研修では、急性期・回復期等の病院で、医科歯科連携のもと、医科疾患患者の口腔機能管理を実践するために必要な知識・技能・態度を体系的に習得することを目標としています。前期日程では、医師、看護師、薬剤師など連携職種による講師陣から医科歯科連携に必要な基礎知識について幅広い講義があります。また、前期3日間にわたるグループワークでは、症例検討を行い、講義で身についた知識を実践で役立てるためのワークを繰り返します。後期日程では、東京歯科大学市川総合病院の施設を利用し、シミュレーターを用いた実習やNSTラウンドなどチーム医療を実際に見学することができます。また、少人数でのグループワーク・見学・実習を通して、他の受講者との意見交換も行いやすい研修です。研修後、職場で直ぐに実践に生かせるプログラムとなっています。本コースは、東京歯科大学の協力により実施しています。

糖尿病予防指導コース

近年、40歳以上で糖尿病と予備軍が、男性で2人に1人、女性で3人に1人と推定されており、糖尿病予防および重症化予防の重要性が指摘されています。一方、「糖尿病患者に対する歯周治療ガイドライン(改訂第2版)」では、歯周病と糖尿病の関連性について多くのエビデンスが示されており、医科歯科連携により、糖尿病予防・重症化予防を推進し、国民の健康増進を推進することが求められています。そこで本コースは、歯周病専門医、糖尿病専門医、糖尿病の予防・治療に関わる認定看護師・管理栄養士・作業療法士などの講師により、糖尿病予防の口腔保健指導および口腔健康管理に関する専門的な知識・技能を体系的に実践的に学ぶことができます。また最終日には、学んだ知識を生かした保健指導を市民公開講座で実施し、実践につながる特徴あるプログラムとなっています。全国各地の認定歯科衛生士は、病院・診療所・市町村事業や健康イベント等の糖尿病予防指導の場面で活躍しています。

本コースは、徳島大学の協力により実施しています。

歯科医療安全管理コース

令和2年度から新設されたコースです。医療連携・多職種連携に対応し、歯科医療機関における歯科医療安全管理体制の確立に向けて、高度かつ総合的な業務実践および指導技術を習得することを目的としたコースです。医療における安全の確保は、医療法や医療法施行規則等、法令によって大枠が規定されています。そのため、プログラムは総論に始まり、続いて感染予防対策の実際、医療安全対策演習、ヒヤリハットから学ぶ演習も含まれています。さらに、広島大学病院にて標準感染予防策の見学・実習まで行うことができます。そして何より、各医療機関の規模や特性にかかわらず、医療安全を推進できる内容になっていることが大きな特徴です。病院・教育養成機関・高齢者施設に勤務する方々だけでなく、歯科診療所に勤務する歯科衛生士にとっても、たいへん魅力あるコースとなっています。

本コースは、広島大学の協力により実施します。

令和元年度 認定歯科衛生士の紹介

日本歯科衛生士会認定歯科衛生士制度規則に基づき、認定分野別に在宅療養指導・口腔機能管理48名、摂食嚥下リハビリテーション2名、糖尿病予防指導46名、医科歯科連携・口腔機能管理29名、障害者歯科29名、老年歯科5名、口腔保健管理1名、研修指導者・臨床実地指導者53名、合わせて213名の方々を認定歯科衛生士名簿に登録し、認定証を交付いたしました。各分野において認定歯科衛生士として活躍されることを期待します。

【認定分野A】在宅療養指導・口腔機能管理

〈神奈川県〉	〈京都府〉	山田 恵里	谷端 ゆかり	熱田 直美	橋本 ともみ	〈広島県〉	〈佐賀県〉
田頭 絹代	伊藤 真友美	安栗 直美	北村 亜矢	前山 由起子	谷 美紀	里谷 裕子	松永 理恵
〈岐阜県〉	矢田 直美	吉田 美保	〈兵庫県〉	高見 美佳	野村 純子	〈福岡県〉	〈熊本県〉
田村 真依	北村 寿子	伊東 康子	添田 清子	花岡 宏美	新井 みちる	杉浦 裕子	赤坂 美由紀
〈愛知県〉	〈大阪府〉	柴田 史江	山下 好栄	松本 朋絵	畔柳 知恵子	高橋 由希子	
細久保 真理子	大森 かづみ	中野 恭子	辻本 美都代	堀 友恵	〈岡山県〉	安部 真由美	
加藤 典子	山田 ますみ	宮崎 富美子	三柴 直美	濱名 明日香	榎原 明美	鶴田 清美	
山田 佳子	畠 幸子	松島 美奈子	原田 さとみ	山内 千代		井手 貴子	

【認定分野A】糖尿病予防指導

〈北海道〉	〈埼玉県〉	法木 忍	友田 直美	〈和歌山県〉	石川 久子	伊達 早苗	中村 洋子
市川 智恵	廣瀬 加奈恵	山田 里美	山口 香	中西 美保	岡本 悅子	中村 千佐	〈大分県〉
佐藤 伸子	〈千葉県〉	島田 あさみ	〈兵庫県〉	〈島根県〉	川柴 淑	斎藤 僚	湊 恵美
伊藤 朋江	田中 綾子	赤松 知美	城越 信子	神代 さつき	中江 美恵子	安藤 真紀	〈鹿児島県〉
〈秋田県〉	〈東京都〉	〈愛知県〉	竹内 雅子	〈岡山県〉	宮本 悅子	〈愛媛県〉	竹内 里奈
渡邊 ゆみこ	平田 結美子	鈴木 浩子	小澤 純子	千神 八重子	武川 香織	浦戸 美緒	
〈栃木県〉	増村 恒子	川田 佐代子	〈奈良県〉	〈徳島県〉	〈香川県〉	尾澤 みなみ	
堀越 悅代	〈神奈川県〉	〈大阪府〉	谷 裕枝	森 重代	戸田 知美	〈福岡県〉	
	竹山 淳子	武石 みゆき		横井 久美子	坪田 ゆかり	近本 嘉美	

【認定分野A】摂食嚥下リハビリテーション

〈東京都〉 〈香川県〉
大野 博子 大西 貴子

【認定分野A】医科歯科連携・口腔機能管理

〈福島県〉	〈千葉県〉	越田 美和	〈大阪府〉	〈奈良県〉	〈高知県〉
古川 千絵	鈴木 美穂	〈福井県〉	壺井 佳見	伊地知 由賀	坂本 まゆみ
〈群馬県〉	〈神奈川県〉	笛木 明美	柴垣 佐千子	〈和歌山県〉	〈熊本県〉
高橋 佐知子	花岡 美恵	〈岐阜県〉	白子 美和	湯谷 韶子	菊川 リエ
〈茨城県〉	本多 淳子	繩田 理佳	植田 智子	〈岡山県〉	〈佐賀県〉
水野 孝子	越智 徳子	〈愛知県〉	安武 夏海	花岡 愛弓	田中 香須子
〈埼玉県〉	高橋 恵子	水野 淳子	〈兵庫県〉	〈愛媛県〉	
石田 純子	〈石川県〉	石本 多実	厨子 久美子	徳永 奈津子	
	谷口 弘子	木村 菜摘			

【認定分野B】障害者歯科

〈埼玉県〉	大澤 郁子	〈静岡県〉	〈京都府〉	〈岡山県〉	
遠藤 美咲	伊東 智子	南 菜穂子	西田 ちひろ	安藤 智美	
石塚 あかね	中山 裕子	〈愛知県〉	〈大阪府〉	〈福岡県〉	
〈千葉県〉	〈神奈川県〉	酒井 美穂	北口 愛里	菊村 里香	
本田 貴子	村上 由岐子	団師 良枝	寺田 奈緒	池田 菜津美	
〈東京都〉	児玉 綾子	伊藤 さと美	莊司 舞	〈沖縄県〉	
北畠 幸枝	谷戸 茜	高田 和恵	〈兵庫県〉	新垣 花絵	
小島 薫	〈長野県〉	〈三重県〉	田辺 亜莉紗		
生沼 由美子	田中 春菜	南川 亜紀	深澤 映美		

【認定分野B】老年歯科

〈東京都〉	〈神奈川県〉	〈広島県〉
白部 麻樹	鈴木 裕美子	藤原 千尋
吉岡 亜希子	〈三重県〉	佐藤 絵美

【認定分野B】口腔保健管理

〈香川県〉
山下 亜矢子

【認定分野C】研修指導者・臨床実地指導者

〈青森県〉	〈栃木県〉	〈神奈川県〉	松井 かおる	福田 夏子	初田 朋子	〈広島県〉	〈佐賀県〉
浅木 美智子	小林 厚子	中向井 政子	〈滋賀県〉	橋場 佳子	〈奈良県〉	藤原 千尋	田中 香須子
〈岩手県〉	〈群馬県〉	吉村 理恵	中西 美幸	品田 和子	松尾 由佳	〈香川県〉	〈熊本県〉
昆 由美子	原田 規子	齊藤 理子	土屋 奈美	池北 真紀	黒田 典代	池田 真己	金子 優子
赤坂 幾子	〈埼玉県〉	〈長野県〉	木下 幸子	樹井 悅子	〈和歌山県〉	坪田 ゆかり	
〈宮城県〉	石田 純子	麻田 加代子	〈京都府〉	〈兵庫県〉	中西 美保	〈福岡県〉	
宍戸 敦子	廣瀬 加奈恵	高本 愛	吉本 美枝	花房 千重美	〈島根県〉	谷口 真理子	
〈福島県〉	〈東京都〉	〈福井県〉	門野 節子	山口 玲子	安部 美智野	鬼木 裕子	
玉川 春美	石塚 真理子	笛木 明美	〈大阪府〉	堀江 志保	〈岡山県〉	原口 公子	
〈茨城県〉	山本 綾	〈愛知県〉	梶 貢三子	泉本 美穂	田井 恵子	松永 真理子	
芹澤 鏡子		吉田 明美	臼本 鏡子	畔柳 知恵子		阪本 匡子	

令和2年度歯科診療報酬改定のポイント(歯科衛生士関連)

令和2年度診療報酬改定の概要に挙げられた「患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現」「医療機能の分化・強化、連携と地域包括ケアシステムの推進」などに沿った今回の診療報酬改定の中から、歯科衛生士関連の主な改定を紹介する。なお、診療報酬改定の詳細は、日本歯科衛生士会監修『歯科衛生士のための歯科診療報酬入門2020-2021』(医歯薬出版株式会社、5月末発行予定)をご参照いただきたい。

診療報酬改定の概要

○重点的な対応が求められる分野の適切な評価

【歯科診療における院内感染対策】

歯科外来診療における院内感染防止対策を推進する観点から、常勤の歯科医師だけではなく関係する職員(歯科衛生士含む)を対象とした研修を行うこととし、基本診療料についての評価が見直された。

	旧	新
歯科初診料	251点	261点
歯科再診料	51点	53点

*歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準の追加(抜粋)
(4)職員を対象とした院内感染防止対策に係る標準予防策等の院内研修等を実施していること。(院内研修の実施の他、院外研修の受講も可(年2回程度):歯科点数表の初診料の注1の施設基準に係る報告書では、研修の実施内容(日時、出席者、研修項目)についての記載が必要)

○重症化予防の取組の推進

【歯科疾患管理料の見直し】

歯科疾患管理料について、初診時に係る評価を見直すとともに、6か月超の長期的な継続管理について新たな評価がなされた。(初診月から2月以内の算定ルールの撤廃)

	旧	新
歯科疾患管理料(歯管)	100点	初診月 80点 翌月以降 100点 + 長期管理加算(初診月から6か月超):か強診 120点 か強診以外 100点

【歯周病重症化予防治療の新設(P重防)】(新設)

歯周病定期治療(SPT)の対象となっていない歯周病を有する患者に対する継続的な治療について新たな評価が行われた。

(対象患者)

- ①歯管または歯在管を算定している患者であって、2回目以降の歯周病組織検査終了後に歯周ポケットが4mm未満の患者
- ②部分的な歯肉の炎症またはプロービング時の出血が認められる状態

(算定要件)

一時的に病状が改善傾向にある患者に対し、重症化予防を目的として、スケーリング、機械的歯面清掃等の継続的な治療を開始した場合、月1回に限り算定する。なお、2回目以降のP重防の算定は前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行う。

(歯周病重症化予防治療(P重防)とSPTIおよびIIの算定比較)

	P重防	SPTI	SPTII
算定点数	1~9歯	150点	200点
	10~19歯	200点	250点
	20歯以上	300点	350点
算定単位		3月1回	3月1回
包括項目		P咬調、P処、歯周基本治療、P基処、歯清、在口衛、非経口処 P検査、P部検、P画像	
算定対象	対象疾患	G・P	P
	医学管理	歯管・在歯管・特疾管を算定した患者	
算定開始の状態	開始時期	SC終了以降 (2回目以降のP検査後)	歯周基本治療以降 (3回目以降のP検査後)
	歯周ポケット	4mm未満	4mm以上

*参考「歯周病の診断と治療に関する基本的な考え方」(2018年3月 日本歯科医学会)

○地域との連携を含む多職種連携の取組の強化

【周術期等口腔機能管理料(Ⅲ)の評価、周術期等専門的口腔衛生処置の算定要件の見直し】

化学療法や放射線療法等が行われている患者に対して実施される周術期等口腔機能管理を推進

	旧	新
周術期等口腔機能管理料Ⅲ	190点	200点
周術期等専門的口腔衛生処置 算定要件(点数変更なし)	月1回	月2回

○口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、

生活の質に配慮した歯科医療の推進

【ライフステージに応じた口腔機能管理の推進】

歯科疾患管理料の

口腔機能管理加算	小児口腔機能管理料	100点
および小児口腔機能管理加算について	口腔機能管理料	100点

て、歯科疾患の継続管理を行っている患者に対する診療実態に合わせて要件等が見直された。(加算から独立点数へ移行)

【非経口摂取患者口腔粘膜処置の新設(非経口処)】(新設)

経口摂取が困難な療養中の患者に対

非経口摂取患者口腔粘膜処置	100点
---------------	------

する剥離上皮膜(痴疲)の除去等が評価された。

*算定要件:歯科医師またはその指示を受けた歯科衛生士が、口腔衛生状態の改善を目的として、口腔清掃用具を用いて口腔の剥離上皮膜の除去を行った場合に月2回に限り算定する。

○質の高い在宅医療・訪問看護の確保

【在宅歯科医療の推進】

歯科疾患在宅

	旧	新
在宅療養支援歯科診療所1の場合	320点	320点
在宅療養支援歯科診療所2の場合	250点	250点
1および2以外の場合	190点	200点

養管理料(歯在管)について評価が充実された。

活躍する
認定
歯科衛生士

歯科衛生士という仕事に 出会えて良かった!

大分県歯科衛生士会
社会福祉法人 豊後高田市社会福祉協議会 地域福祉係
認定歯科衛生士 川村 佳美

2010年に広島大学を卒業して3年後、ご縁があつて地元・大分県の総合病院に入職することになりました。リハビリテーション部急性期ユニットに所属し、歯科を標榜しない病院でただ一人



訪問先にて同僚の管理栄養士さんと

先輩方に相談しながら一から積み上げていきました。「ただの口のお掃除屋さんではなく、『歯科衛生士』という職業を認めてもらいたい」「リハ部に所属する以上は、口腔機能向上に関わるリハ職種として認められたい」と、いま振り返れば、ただただ精いっぱいでした。しかし、一専門職として認められない理不尽なことも、たくさんありました。看護師やリハ職種へ指導・研修を行う機会も多かったのですが、病院が謳う「チーム医療」に、まだまだ歯科衛生士は入り込めていないと感じていました。そこで、スタッフに口腔のことをもっと身近に感じてもらいたいと思い、院内の患者さんを対象として、口腔と身体機能・認知機能についての研究を始めました。これが今もおこなっている研究のきっかけになりました。



修士論文公聴会にて指導教官の先生方と

その病院では回復期や通所リハもありましたので、ユニットを超えてさまざまなステージの患者さんと関わるのは嬉しかったです。急性期入院患者さんの口腔内を見て、「今までご自宅でどうやって食べていたんだろう??」と疑問に思うことが多くありました。入院中は看護師やリハ職がいますが、退院して自宅に帰られた後、周辺地域では口腔に関してのサポートがほとんどないことに気がつきました。地域ケア会議に参加していることもあります、在宅を見据えた助言や支援ができるようになりたいと、入職して4年目に在宅療養指導・口腔機能管理の認定資格を取得しました。

同じころ、隣市の社会福祉協議会(以下社協)で、通所・訪問に関わる歯科衛生士を募集していることを知り、入職して現在に至

ります。社協では介護予防事業担当者として、通所型の健康教室やサロンでの講話、ご自宅・施設への訪問をおこなっています。その他、一社協職員として生活困窮者の自立支援相談やボランティア等、福祉に関わる業務も担当しています。通所型やサロンで講話をおこなった際に、地域の皆さんのが「こんな良いこと初めて聞いた!」「今まで誰も教えてくれなかった」「聞いてよかったです!」とよく言ってくださいます。嬉しい気持ちもちろんありますが、それだけ口腔の健康についての情報がまだまだ地域の皆さんに届いていないことを知り、焦りを感じています。介護予防にお口の健康も必要だということを、地域の方だけではなく、行政や事業所の方にも広く知っていただけるよう、作戦を練る毎日です。

より効果的な介護予防について研究したいと考え、2018年に母校の広島大学大学院医歯薬保健学研究科(現・医系科学研究科)博士課程前期に入学しました。今春卒業を迎え、同大学院博士課程後期に進学しました。学業と仕事の両立は容易でないこともありますですが、先生方にご指導いただきながら勉強できる喜びを感じています。

2014年より大分県歯科衛生士会理事にも加えていただき、頼もしい先輩方に刺激を受けながら、こちらでも楽しくお仕事をさせていただいている。

地域の高齢者の方々からは学ぶことも多く、私のほうはいつも元気をもらっています。サロン参加の方からいただいたお手紙に、このような言葉が書かれていました「ありがとうございました。(中略)こんな素晴らしい仕事に誇りを持って、ずっと続けてほしいと願っています」と。一人でも多くの歯科衛生士の方にこの言葉が届けばと思い、ご紹介させていただきました。

拙い文章を最後まで読んでいただき、ありがとうございました。



2019年 大分県歯科衛生フォーラム懇親会

「第23回感染症予防歯科衛生士講習会」開催中止のお知らせ

令和2年7月5日(石川会場)および8月23日(島根会場)に開催を予定しておりました「第23回感染症予防歯科衛生士講習会」は、新型コロナウイルスの感染拡大にともない、皆さまの健康・安全面を考慮した結果、中止することとしました。参加を検討されていた皆様には大変申し訳ございませんが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

公益社団法人日本歯科衛生士会 令和元年度 第6回 理事会議事録(決議の省略)

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 令和2年度常任委員会重点課題(案)について

- ・前回理事会の継続審議事項であり、各委員会において、2月28日までに加筆・修正等を行い、まとめた議案

第2号議案 令和2年度事業計画(案)について

- ・定款第49条第1項の規定に基づき、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会に諮っている議案であり、前回理事会において、事業計画の概要の承認を得てから、加筆・修正等を行い、まとめた議案

第3号議案 令和2年度収支予算(案)について

- ・定款第49条第1項の規定に基づき、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会に諮っている議案であり、前回理事会において、原案の微調整があることを前提に承認を得てから、加筆・修正等を行い、まとめた議案

第4号議案 令和2年度職員給与について

- ・令和2年度の予算関連事項として、理事会に諮っている議案

第5号議案 令和2年度資金調達及び設備投資の見込みについて

- ・定款第49条第1項の規定に基づき、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会に諮っている議案

第6号議案 新入会員の承認について

- ・定款第6条の規定に基づき、理事会に諮っている議案であり、令和2年1月1日～令和2年2月29日までに、入会手続きが完了した入会申込者をまとめた議案

2 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事

会長(代表理事) 武井 典子

3 理事会の決議があったものとみなされた日

令和2年3月23日

4 議事録の作成に係る職務を行った理事

専務理事 河野 章江

理事総数 19名(同意書 別添のとおり)

[会長は、決議に加わることができないため、含めない。]

監事総数 2名(確認書 別添のとおり)

5 提案理由

新型コロナウイルス感染症の蔓延のため、令和2年3月15日に開催予定であった「令和元年度 第6回理事会」が定足数を満たさない事態となり中止したことに伴い、令和2年度予算

に関する「理事会の決議の目的である事項」について、会長から議案を提案した。

令和2年3月12日、会長 武井典子 が理事の全員及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容(第1号議案から第6号議案)の提案文書を発出し、当該提案につき令和2年3月23日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議がないとの意思表示の確認を得たので、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第96条及び定款第37条第2項の規定に基づき理事会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があつたものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があつたものとみなされた事項を明確にするため、本事項を提案した理事及び議事録の作成に係る職務を行つた理事が署名押印する。

令和2年3月27日

公益社団法人日本歯科衛生士会

会長(代表理事) 武井 典子 

専務理事 河野 章江 

令和2年度 定時代議員会の開催について

代議員各位

公益社団法人日本歯科衛生士会

会長 武井 典子

令和2年度定時代議員会を下記のとおり開催いたします。

記

1 日 時 令和2年6月14日(日)13時30分～16時

2 場 所 ステーションコンファレンス東京501
東京都千代田区丸の内1-7-12

3 議事

第1号議案 令和元年度事業報告(案)に関する件

第2号議案 令和元年度決算報告(案)に関する件

第3号議案 選挙管理委員の選任に関する件

4 報告事項

①令和2年度事業計画について

②令和2年度収支予算について

日本歯科衛生学会 第15回学術大会 事前参加登録受付開始の延期のお知らせ

第15回学術大会を、令和2(2020)年9月19日(土)～21日(月・祝)に、大阪国際交流センターにおいて開催の方向で準備を進めておりますが、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大の影響を踏まえ、開催方針に変更がある場合は、第15回学術大会ホームページにてお知らせします。

そのため事前参加登録は、6月1日から開始の予定でしたが、受付開始日を延期します。6月中旬に、「日本歯科衛生学会第15回学術大会」ホームページでご案内いたしますので、参加予定の方はご確認くださいますようお願い申し上げます。

第15回学術大会ホームページ

<https://jsdhm.jdha.or.jp/15th/>

【問い合わせ先】

日本歯科衛生学会事務局

電話:03-3209-8020 E-mail:gakkai@jdha.or.jp

